

諮問庁：文化庁長官

諮問日：平成30年10月22日（平成30年（行情）諮問第466号）

答申日：平成31年1月28日（平成30年度（行情）答申第402号）

事件名：特定宗教法人等が宗教法人法25条4項の規定に基づき提出した書類の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月19日付け30受庁文第551号により、文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

今回不開示決定をした行政文書の全文開示を求める。

当該法人から当該文書が提出されているか否かを明らかにすることが、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとは考えられないため。また、当該文書を公にすることにより、「当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるもの」等に該当するとも考えないため。また、当該文書の開示が「信教の自由」に抵触するとは考えないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 はじめに

諮問庁は、審査請求人に対し平成30年7月19日付けで行った行政文書不開示決定（原処分）のうち、特定宗教法人A、特定宗教法人B、特定宗教法人C、特定宗教法人D、特定宗教法人E、特定宗教法人F、特定宗教法人G、特定宗教法人H、特定宗教法人I、特定宗教法人J、特定宗教法人K、特定宗教法人L、特定宗教法人M、特定宗教法人N、特定宗教法人O、特定宗教法人P（以下、併せて「各団体」という。）が平成29年度中又は直前に、宗教法人法25条4項に基づき文化庁に提出した、役員

名簿，財産目録，収支計算書及び貸借対照表に関する書類の写し（本件対象文書）について，法8条に基づき，本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示とした部分（以下「本件存否応答拒否処分」という。）が妥当であること等を主張する。

(1) 本件審査請求について

本件対象文書につき，法9条2項に基づく不開示決定を行ったところ，審査請求人から，今回不開示決定をした行政文書の全文開示を求めるなどとして審査請求がされたところである。

(2) 宗教法人法に基づく書類提出制度等の概要

ア 宗教法人法25条4項に基づく書類提出制度

宗教法人法25条2項は，宗教法人の事務所には，①規則及び認証書，②役員名簿，③財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表，④境内建物（③の財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類，⑤責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿，⑥公益事業その他の事業（同法6条）を行う場合には，その事業に関する書類を常に備えなければならない旨を定める。

そして，宗教法人法25条4項は，宗教法人が，毎会計年度終了後4月以内に，同条2項により当該宗教法人の事務所に備えられた上記②，③，④及び⑥の書類の写しを所轄庁（同法5条）に提出しなければならない旨定める。

この備付け書類の所轄庁への提出制度（以下「書類提出制度」という。）は，平成7年の宗教法人法改正により導入されたものであり，宗教法人が規則等にしながら，その目的に沿った活動を行っていることを，所轄庁が継続的に確認し，宗教法人法の適正な運用を図るためにある。

もっとも，所轄庁は，書類提出制度により提出された書類を取り扱う場合においては，宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し，信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないものとされている（宗教法人法25条5項）。

なお，宗教法人が書類提出制度により提出が求められる書類の写しの提出を怠ったときは，当該宗教法人の代表役員等は，10万円以下の過料に処するものとされている（宗教法人法88条5号）

イ 宗教法人法25条3項に基づく書類閲覧制度

宗教法人法25条3項は，宗教法人が，信者その他の利害関係人であって当該宗教法人の事務所に備えられた上記アの①ないし⑥の書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり，かつ，その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求

があったときは、これを閲覧させなければならない旨を定める。

この信者その他の利害関係人による備付け書類の閲覧制度（以下「書類閲覧制度」という。）も、平成7年の宗教法人法改正により導入されたものであり、信者その他の利害関係人の一層の利便を図るとともに、宗教法人の民主的運営や透明性を高め、公共性に対応した自治能力の向上を図るためにある。

ウ 諮問庁による原処分

諮問庁は、審査請求人からの開示請求に対し、請求文書については、その存否を答えることにより、各団体から当該文書が提出されているか否かを明らかにすることになるところ、これは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法5条6号柱書き）に該当するため、法8条により、当該文書の存否を明らかにすることができないことを理由として、平成30年7月19日付けで、法9条2項の規定に基づき、審査請求人に対し、本件不開示決定をした。

2 法制定の経緯

宗教法人法25条4項に基づく書類提出制度により所轄庁に提出された書類については、法2条2項の「行政文書」に該当するところ、法の制定時においては、宗教法人法25条3項に基づく書類閲覧制度と法に基づく情報公開制度が両立しないとの疑念が示されていた。この点について、法の審議過程においては、「法では、憲法上の権利である信教の自由についてはもちろんのこと、法人や個人の権利利益を適正に保護する仕組みを不開示事項としてとっておりますので、両方の制度として矛盾を生ずることは考えられないというふうに考えております。」、「この事務所備え付け書類のうち非公知の事実につきましては、これが一般に知られるところとなりますと、当該宗教法人の管理運営に何らかかわりを有しない第三者によりまして、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷でありますとか、あるいは宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料と使われるというおそれがございます。したがって、この結果、当該宗教法人及びその関係者の信教の自由、特に宗教上の結社の自由が害されるおそれがあると考えております。」、「情報公開法案の第5条第2号のイ（中略）に言う「権利」には、（中略）憲法上の権利である信教の自由が当然含まれると考えるわけでございます。したがって、宗教法人の提出書類は原則として不開示情報に当たることになると考えております。」との見解が示されていたところである。

3 原処分が妥当であること

まず、本件対象文書はそもそも法5条2号イに定める不開示情報である

ことを説明し（下記（１））、その上で、法８条によりその存否を明らかにすることができない文書であること（下記（２））を説明する。

（１）本件対象文書が法５条２号イに定める不開示情報に該当すること

（原処分は、本件対象文書の存否応答拒否の処分であるため、本件対象文書の存在を仮定した上での法５条２号イ該当性についての説明に関する部分は、省略。）

（２）本件対象文書が法８条により存否を明らかにすることができない文書であること

ア 本件対象文書の存否を明らかにした場合、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

（ア）上記１（２）ウのとおり、本件存否応答拒否処分は、本件対象文書が、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法５条６号柱書き）に該当するため、法８条により、当該文書の存否を明らかにすることができないとして、不開示としたものである。

（イ）本件対象文書は、いずれも、宗教法人法２５条４項に基づく書類提出制度に基づき所轄庁に提出されるべきものであるところ、上記１（２）アで述べたとおり、当該書類は、宗教法人が規則等にしたがって、その目的に沿った活動を行っていることを、所轄庁が継続的に確認し、宗教法人法の適正な運用を図るために提出されるべきものである。したがって、本件対象文書は、いずれも、法５条６号柱書きの「国の機関（中略）が行う事務（中略）に関する情報」といえる。

（ウ）また、上記（１）で述べたとおり、書類提出制度に基づき提出されるべき本件対象文書は、そもそも、その公開が予定されていないものであるところ、宗教法人から書類提出制度に基づき所轄庁に書類が提出されているかについても、同様に、その公開が予定されていないものといえる。言い換えれば、これらの文書の存否についても、宗教法人法２５条３項の書類閲覧制度によって信者等が宗教法人に直接確認することが予定されているのである。

そして、書類提出制度が、同制度に基づき提出される書類について、その提出の有無自体も含めて公開が予定されていないことを前提とした制度である以上、宗教法人としても、公開されないことを信頼の上書類の提出に応じているものであって、仮に、その書類の提出の有無自体が明らかとなった場合、今後、書類の提出に応じなくなる宗教法人が生じることも予想されるところである（中略）。

（エ）とりわけ、本件対象文書にも含まれる、上記１（２）アの書類の

うち、③収支計算書については、当分の間、宗教法人法6条2項による公益事業以外の事業を行わない場合であって、その一会計年度の収入の額が8,000万円以内にあるときは、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができるものとされており（同法附則23項、平成8年文部省告示第116号（同法附則第23項の規定に基づく文部科学大臣が定める額の範囲））、また、③貸借対照表については、そもそもその作成は任意であり、相応の体制・規模の宗教法人が作成するものと考えられ、さらに、⑥同法6条2項による公益事業以外の事業に関する書類については、当該事業の実施の有無によって、当該事業に関する書類の備付けの有無が分かれるものであるところ、これらの書類の存否を明らかにした場合、当該宗教法人の年間の収入規模や事務処理能力、収益事業の実施の有無等を推測できる可能性がある。

そうすると、これらの書類については、その存否を明らかにした場合、上記（1）で述べた当該宗教法人がこれらの文書に係る情報を秘匿する利益を侵害することにもなってしまう、宗教法人の信頼を失うことにつながり、以後、その外の文書も含めて宗教法人から所轄庁への書類の提出が行われなくなる結果、宗教法人法25条4項に基づく書類提出制度による行政目的の遂行・達成に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

このようなおそれが生じることは、書類提出制度が導入された平成7年以降、多くの宗教法人からの同制度への反対意見や懸念が報道されてきたことから想定される。例えば、平成7年10月14日の特定新聞Aでは、同新聞社が行ったアンケートに対して、書類提出制度により収集した情報の秘匿を求める意見が多くみられる。また、同月31日の特定新聞Bや平成10年8月26日の特定新聞Cでは、宗教法人が収支計算書等の財務情報の開示に対して強く懸念していることが報じられた。

なお、全ての宗教法人について提出が義務付けられている文書（例えば、上記1（2）アの②役員名簿）については、このようなおそれが妥当しないとの反論が予想されるところであるが、一たび提出拒否の姿勢に転じた宗教法人が、収支計算書や貸借対照表についてのみ提出を拒み、その外の文書について提出に応じるとは考え難く（当局への不信から情報提供に応じない宗教法人が、一部の文書のみについては弊害がないからといって提出に応じるといった対応をするような事態は想定し難い。）、このようなおそれについては、書類提供制度（原文ママ）の対象となる全ての文書について考慮すべきものである。

(オ) さらに、宗教法人法 25 条 4 項に基づき提出義務のある書類が所轄庁に提出されていないことは、宗教法人が不活動であることを推測させる情報であるところ、当該情報を第三者に開示した場合、開示を受けた第三者が当該不活動宗教法人の法人格を不正に取得し、脱税などの行為に悪用するなど、様々な問題を生じさせる契機を与えることになりかねず、宗教法人制度に対する国民の信頼を損ねることにもなりかねない。

この点に関しては、過去に、不活動宗教法人の法人格が悪用された事例の一例として、平成 21 年 6 月に長野県などのラブホテル経営者が香川県の不活動状態の宗教法人を買収し、宿泊料をお布施と偽ったとして、当該宗教法人が約 14 億円の所得隠しを指摘された事例、福岡県のセミナー企画会社が、不活動状態にあった静岡県宗教法人の代表権を購入し、セミナー受講料を寄付金として当該宗教法人の口座に振り込ませ、27 億円の所得を隠した事例、開運グッズ販売会社が、不活動状態の宗教法人を買収し、当該宗教法人から開運グッズを仕入れていると装って架空の仕入れ費を計上し、約 2 億 2,000 万円の所得を隠して脱税した事例が認められたところである。

(カ) そして、存否応答拒否が必要な類型の文書については、常に存否応答拒否をすべきであるところ、上記(エ)で述べた書類を作成していない場合や不活動宗教法人でない場合には当該文書の存否を明らかにし、上記(エ)で述べた書類を作成している場合や不活動宗教法人の可能性のある場合には存否応答拒否をするというのでは、存否応答拒否をする意味がなく、上記(ウ)及び(エ)で述べた信頼の維持や、上記(オ)で述べた不活動宗教法人対策の実を挙げる事ができない。

不活動宗教法人対策の点に関しては、文化庁文化部宗務課(当時)が、各都道府県宗教法人事務担当課に対し、平成 14 年 7 月 4 日付け事務連絡のとおり、宗教法人 25 条 4 項に基づき提出された書類については、不活動宗教法人対策に支障を来すおそれがあるため、存否を明らかにすることなく開示を拒否する対応をしていることを周知しているところである。

(キ) 以上のとおり、本件対象文書は、その存否を含めて法による公開を予定しないものである一方、その存否を明らかにした場合、所轄庁が実施する不活動宗教法人対策に支障を及ぼすおそれがあるばかりか、宗教法人法 25 条 4 項に基づく書類提出制度による行政目的の遂行・達成にも支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号柱書きの「事務(中略)の性質上、当該事務(中略)の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれ」の要件を満たす。

したがって、本件対象文書は、法8条により存否を明らかにできない文書に該当する。

イ 審査請求人の主張に理由がないこと

(ア) 宗教法人法25条4項に基づく書類提出制度の運用に支障を及ぼすおそれはないとの審査請求人の主張に理由がないこと

a 審査請求人は、「当該法人から当該文書が提出されているか否かを明らかにすることが、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとは考えない」と主張する。

しかしながら、上記ア(エ)で述べたとおり、収支計算書等の書類については、その存否を明らかにした場合、当該宗教法人の年間の収入規模や事務処理能力、収益事業の実施の有無等を推測できる可能性があり、当該宗教法人がこれらの文書に係る情報を秘匿する利益を侵害することになるから、上記の審査請求人の主張に理由はない。

b この点に関し、平成29年度(行情)答申第366号(以下「別件答申」という。)は、「収支計算書についていえば、それを作成していないことが分かったとしても、当該宗教法人の一会計年度の収入額が8,000万円以内で、かつ、公益事業その他の事業を行っていないことが分かるだけで、具体的な収入規模が推測できるものではないし、貸借対照表については、仮に作成されていないことが分かったとしても、その作成、事務所備付けが義務付けられているわけではないから、作成していないことにより、直ちに事務処理能力の程度が判明するとはいえない。」と指摘する。

しかしながら、収入規模が8,000万円以内かどうかは、それ自体、宗教法人が秘匿すべき具体的な内情の一つである。

また、上記ア(エ)で述べたとおり、収支計算書等を作成していないことが明らかになれば、当該宗教法人の年間の収入規模や事務処理能力、収益事業の実施の有無等を推測できる可能性があり、当該宗教法人が収支計算書に係る情報を秘匿する利益を侵害することになる。

加えて、別件答申は、収支計算書を作成していないことが明らかになった場合の弊害について言及するものであるが、収支計算書の存否が明らかとなった場合の弊害として考えられるのは、むしろ、収支計算書を作成していることが明らかになる場合である。すなわち、上記ア(エ)で述べたとおり、収入規模が年間8,000万円以下の宗教法人は、当分の間は収支計算書の

作成が免除されているため、収支計算書を作成していることが明らかとなる場合、当該宗教法人の収入規模が年間8,000万円超であることが推測できる。そうすると、一定の収入規模であることが公になることを嫌う宗教法人が提出拒否に転じる可能性は否定できない。

このように、収入規模が8,000万円以内なのか、それを超えるものなのかは、宗教法人の秘匿すべき具体的な内情であり、別件答申は、このことを過小評価するものである。

貸借対照表の事務所備付けが義務付けられていないことを指摘する点についても、これを作成できずに提出していない宗教法人が作成するだけの事務処理能力を有していない可能性があることを推測させるものである。また、財産目録等、事務所備付けが義務付けられている書類が提出されていない場合には、当該書類の不存在と相まって、事務処理能力を有していないことが判明することもあるといえる。

したがって、上記の別件答申の指摘は当たらない。

(イ) 不活動宗教法人対策に支障を及ぼすおそれがないとの審査請求人の主張に理由がないこと

a 上記(ア) aで述べたとおり、審査請求人は「当該法人から当該文書が提出されているか否かを明らかにすることが、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとは考えない」と主張しており、対象文書が存在しないことが明らかにされることによって、当該宗教法人が現在不活動状態にあるということが直ちに推測されるものではないと考えているものと思われる。

しかしながら、文部科学大臣所轄の宗教法人の書類提出状況は、提出率97.1パーセント(平成29年12月31日時点)であり、書類提出制度による書類提出率は高く、そうであるからこそ、書類提出制度に基づく書類が提出されていない事実から容易に不活動宗教法人であることが推測できるのである。

とりわけ、不活動宗教法人は、平成29年12月31日時点で3,543法人存在しているところ、書類提出制度に基づく書類が提出されていない宗教法人が明らかになることで、将来、不活動宗教法人となる可能性のある宗教法人も含め、上記の法人数よりも多くの数の法人が知られることになり、宗教法人格を悪用する契機を増加させ、不活動宗教法人対策に実害を与えることは明らかである。

b この点に関し、別件答申は、「仮にこれらの書類(引用者注:

本件対象文書)の全部又は一部が提出されていないということが明らかになったとしても、それは、①当該書類を作成すべき前提となる事実が生じていない状態、②単なる懈怠により作成義務を怠った状態、③当該書類を作成しながらも単なる失念や誤解によってそれを提出していない状態、④事務処理能力があるのに何らかの突発的な事情・事故等があり当該書類を作成できなかった状態、⑤何らかの強い意思・意図がありあえて当該書類は作成しなかった状態、⑥不活動法人ゆえに必要な書類が提出されていない状態などの様々な推察を可能にはするものの、その限度に留まり、このことによって、当該宗教法人の秘匿すべき具体的な内情等は何ら明らかになるものではない」と指摘する。

しかしながら、上記ア(ウ)で述べたとおり、宗教法人から書類提出制度に基づき所轄庁に書類が提出されているかについては、その公開が予定されていないものといえるところ、別件答申が書類が提出されていないことの理由として挙げる上記①ないし⑥の事情も、同様に公開する必要は全くないのであるから、上記の別件答申の指摘は失当といわざるを得ない。

結局のところ、別件答申は、書類提出制度を理解せずに上記のような指摘を行っているものにすぎず、上記の別件答申の指摘は当たらない。

- c) なお、著名な宗教法人であることをもって、不活動宗教法人対策への支障の発生は的外れな理由であるとの反論が予想されるが、上記ア(オ)で述べたとおり、存否応答拒否が必要な類型の文書については、常に存否応答拒否をすべきであるところ、例えば、不活動宗教法人の観点からいえば、不活動宗教法人でない場合には当該文書の存否を明らかにし、不活動宗教法人の可能性のある場合には存否応答拒否をするというのでは、存否応答拒否をする意味がなく、不活動宗教法人対策の実を挙げることができないから、上記の審査請求人の主張は失当である(そもそも、宗教法人が著名か否かの区別が困難であることは、別件答申が諮問庁の説明として述べたとおりである。)

4 結論

以上のとおり、本件対象文書は、法8条によりその存否を明らかにすることができない文書であり、仮に本件対象文書の写しが存在しても、法5条2号イの不開示情報に該当するから、その存否を明らかにしないでこれを不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月17日 審議
- ④ 平成31年1月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで法5条6号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 宗教法人法25条4項に基づく書類提出制度による行政目的の遂行・達成の支障の有無について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、書類提出制度による行政目的の遂行・達成の支障の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 宗教法人法25条2項は、宗教法人の事務所には、①規則及び認証書、②役員名簿、③財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表、④境内建物（③の財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類、⑤責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿、⑥公益事業その他の事業（同法6条）を行う場合には、その事業に関する書類を常に備えなければならない旨を定める。

そして、宗教法人法25条4項は、宗教法人が、毎会計年度終了後4月以内に、同条2項により当該宗教法人の事務所に備えられた上記②、③、④及び⑥の書類の写しを所轄庁（同法5条）に提出しなければならない旨定める。

この書類提出制度は、平成7年の宗教法人法改正により導入されたものであり、宗教法人が規則等にしながら、その目的に沿った活動を行っていることを、所轄庁が継続的に確認し、宗教法人法の適正な運用を図るためにある。

(イ) 上記②は、役員のカテゴリごとに、住所、氏名、就任・退任年月日、任期などを記載することとなっており、上記③のうち財産目録は、法人が保有する全ての資産（土地、建物、動産、現金、預金等）と全ての負債（借入金等）について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにするものであり、上記③のうち収支計算

書は、会計年度の全ての収入、支出の明細表であり、予算と対比することにより、予算の執行状況を明らかにする書類であり、上記③のうち貸借対照表は、法人における全ての資産、負債及び資本を一定の区分、配列により記載するものである。

(ウ) 書類提出制度は、その提出の有無自体も含めて公開が予定されていないことを前提とした制度であるので、宗教法人としても、公開されないことを信頼の上、書類の提出に応じているものであって、仮に、その書類の提出の有無自体が明らかとなった場合、今後、書類の提出に応じなくなる宗教法人が生じることも予想される。

(エ) とりわけ、収支計算書については、当分の間、宗教法人法6条2項による公益事業以外の事業を行わない場合であって、その一会計年度の収入の額が8,000万円以内にあるときは、当該会計年度に係る収支計算書を作成しないことができるものとされており、また、貸借対照表については、そもそもその作成は任意であり、相応の体制・規模の宗教法人が作成するものと考えられ、これらの書類の存否を明らかにした場合、当該宗教法人の年間の収入規模や事務処理能力の有無等を推測できる可能性がある。

そうすると、これらの書類については、その存否を明らかにした場合、当該宗教法人がこれらの文書に係る情報を秘匿する利益を侵害することにもなってしまう、宗教法人の信頼を失うことにつながり、以後、その外の文書も含めて宗教法人から所轄庁への書類の提出が行われなくなる結果、宗教法人法25条4項に基づく書類提出制度による行政目的の遂行・達成に支障を及ぼすおそれがある。

このようなおそれが生じることは、書類提出制度が導入された平成7年以降、多くの宗教法人からの同制度への反対意見や懸念が報道されてきたことから想定される。

(オ) 別件答申は、「収支計算書についていえば、それを作成していないことが分かったとしても、当該宗教法人の一会計年度の収入額が8,000万円以内で、かつ、公益事業その他の事業を行っていないことが分かるだけで、具体的な収入規模が推測できるものではないし、貸借対照表については、仮に作成されていないことが分かったとしても、その作成、事務所備付けが義務付けられているわけではないから、作成していないことにより、直ちに事務処理能力の程度が判明するとはいえない。」と指摘する。

しかしながら、収入規模が8,000万円以内かどうかは、それ自体、宗教法人が秘匿すべき具体的な内情の一つである。

また、収支計算書等を作成していないことが明らかになれば、当該宗教法人の年間の収入規模や事務処理能力、収益事業の実施の

有無等を推測できる可能性があり、当該宗教法人が収支計算書に係る情報を秘匿する利益を侵害することになる。

加えて、別件答申は、収支計算書を作成していないことが明らかになった場合の弊害について言及するものであるが、収支計算書の存否が明らかとなった場合の弊害として考えられるのは、むしろ、収支計算書を作成していることが明らかになる場合である。すなわち、収入規模が年間8,000万円以下の宗教法人は、当分の間は収支計算書の作成が免除されているため、収支計算書を作成していることが明らかとなる場合、当該宗教法人の収入規模が年間8,000万円超であることが推測できる。そうすると、一定の収入規模であることが公になることを嫌う宗教法人が提出拒否に転じる可能性は否定できない。

このように、収入規模が8,000万円以内なのか、それを超えるものなのかは、宗教法人の秘匿すべき具体的な内情であり、別件答申は、このことを過小評価するものである。

貸借対照表の事務所備付けが義務付けられていないことを指摘する点についても、これを作成できずに提出していない宗教法人が作成するだけの事務処理能力を有していない可能性があることを推測させるものである。また、財産目録等、事務所備付けが義務付けられている書類が提出されていない場合には、当該書類の不存在と相まって、事務処理能力を有していないことが判明することもあるといえる。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 諮問庁は、収支計算書や貸借対照表等を例に挙げ、本件対象文書の存否を明らかにすることにより、本件対象文書に係る情報を秘匿する利益を侵害することになり、その結果、宗教法人の信頼を失うことにより、宗教法人から所轄庁への書類の提出が行われなくなり、宗教法人法25条4項に基づく書類提出制度による行政目的の遂行・達成に支障を及ぼすおそれがある旨を説明しているものと解される。

しかしながら、収支計算書についていえば、諮問庁は、収入規模が8,000万円以内なのか、それを超えるものなのかは、宗教法人の秘匿すべき具体的な内情である旨説明するが、これを作成していないことが分かったとしても、当該宗教法人の一会計年度の収入額が8,000万円以内で、かつ、収益事業の実施の有無が分かるだけで、具体的な収入規模が推測できるものではないし、貸借対照表については、仮に作成されていないことが分かったとしても、その作成、事務所備付けが義務付けられているわけではないから、作

成していないことにより、直ちに事務処理能力の程度が判明するとはいえない。

このように、これらの書類の全部又は一部を提出していないことが分かったとしても、特定の宗教法人の秘匿すべき具体的な内情等が直ちに判明するものではなく、諮問庁の説明は、この点で前提を欠くものである。

(ウ) また、このことは、役員名簿、財産目録についても同様であり、仮にこれらの書類の全部又は一部が提出されていないということが明らかになったとしても、それは、①当該書類を作成すべき前提となる事実が生じていない状態、②単なる懈怠により作成義務を怠った状態、③当該書類を作成しながらも単なる失念や誤解によってそれを提出していない状態、④事務処理能力があるのに何らかの突発的な事情・事故等があり当該書類を作成できなかった状態、⑤何らかの強い意思・意図がありあえて当該書類は作成しなかった状態、⑥不活動法人ゆえに必要な書類が提出されていない状態などの様々な推察を可能にはするものの、その限度に留まり、このことによって、当該宗教法人の秘匿すべき具体的な内情等は何ら明らかになるものではないから、これらの書類の存否を明らかにしたからといって、宗教法人の信頼を失うことにはつながらない。

(エ) したがって、本件対象文書の存否を明らかにしたとしても、当該宗教法人の信頼を失い、当該宗教法人から所轄庁への書類の提出が行われなくなり、書類提出制度による行政目的の遂行・達成に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(2) 不活動宗教法人対策の支障の有無について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不活動宗教法人対策の支障の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 宗教法人法25条4項に基づき提出義務のある書類が所轄庁に提出されていないことは、宗教法人が不活動であることを推測させる情報であるところ、当該情報を第三者に開示した場合、開示を受けた第三者が当該不活動宗教法人の法人格を不正に取得し、脱税などの行為に悪用するなど、様々な問題を生じさせる契機を与えることになりかねず、宗教法人制度に対する国民の信頼を損ねることにもなりかねない。

(イ) また、不活動宗教法人は、平成29年12月31日時点で3,543法人存在しているところ、書類提出制度に基づく書類が提出されていない宗教法人が明らかになることで、将来、不活動宗教法人となる可能性のある宗教法人も含め、上記の法人数よりも多くの数

の法人が知られることになり、宗教法人格を悪用する契機を増加させ、不活動宗教法人対策に実害を与えることは明らかである。

この点に関し、別件答申は、「仮にこれらの書類の全部又は一部が提出されていないということが明らかになったとしても、それは、①当該書類を作成すべき前提となる事実が生じていない状態、②単なる懈怠により作成義務を怠った状態、③当該書類を作成しながらも単なる失念や誤解によってそれを提出していない状態、④事務処理能力があるのに何らかの突発的な事情・事故等があり当該書類を作成できなかった状態、⑤何らかの強い意思・意図がありあえて当該書類は作成しなかった状態、⑥不活動法人ゆえに必要な書類が提出されていない状態などの様々な推察を可能にはするものの、その限度に留まり、このことによって、当該宗教法人の秘匿すべき具体的な内情等は何ら明らかになるものではない」と指摘する。

しかしながら、宗教法人から書類提出制度に基づき所轄庁に書類が提出されているかについては、その公開が予定されていないものといえるところ、別件答申が書類が提出されていないことの理由として挙げる上記①ないし⑥の事情も、同様に公開する必要は全くないのであるから、上記の別件答申の指摘は失当といわざるを得ない。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 諮問庁は、宗教法人法25条4項に基づき提出義務のある書類が所轄庁に提出されていないことが明らかとなった場合、第三者による不活動宗教法人の法人格の悪用など不活動宗教法人対策への実害等について説明するが、本件対象文書の全部又は一部を提出していないことが明らかになったとしても、それは、当該宗教法人が事務所備付け書類を提出していない事情について、上記(1)イ(ウ)に示すような様々な事情の推察を可能にするものにすぎず、直ちに当該宗教法人が現在不活動状態にあることが推測されるものではないから、諮問庁の説明は、そもそも、その前提を欠き、本件対象文書の有無を答えることにより、不活動宗教法人の法人格の悪用などの様々な問題を生じさせる契機を与え、宗教法人制度に対する国民の信頼を損ねることになるとは認められない。

(イ) そうすると、本件対象文書の存否を明らかにしたとしても、所轄庁の不活動宗教法人対策に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(3) したがって、本件対象文書の存否情報は、それが明らかになることにより、書類提出制度による行政目的の遂行・達成や不活動宗教法人対策に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、法5条6号柱書きに該当するとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条6号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号柱書きに該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

下記法人にかかわる平成29年度中または直近に、宗教法人法25条4項に基づき文化庁に提出された「役員名簿」，「財産目録」，「収支計算書」，「貸借対照表」。

- ・ 特定宗教法人 A（特定住所 A）
- ・ 特定宗教法人 B（特定住所 B）
- ・ 特定宗教法人 C（特定住所 C）
- ・ 特定宗教法人 D（特定住所 D）
- ・ 特定宗教法人 E（特定住所 E）
- ・ 特定宗教法人 F（特定住所 F）
- ・ 特定宗教法人 G（特定住所 G）
- ・ 特定宗教法人 H（特定住所 H）
- ・ 特定宗教法人 I（特定住所 I）
- ・ 特定宗教法人 J（特定住所 J）
- ・ 特定宗教法人 K（特定住所 K）
- ・ 特定宗教法人 L（特定住所 L）
- ・ 特定宗教法人 M（特定住所 M）
- ・ 特定宗教法人 N（特定住所 N）
- ・ 特定宗教法人 O（特定住所 O）
- ・ 特定宗教法人 P（特定住所 P）